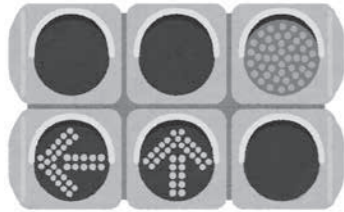


ご注意ください セパレート表示の信号機

セパレート表示の信号機は、青信号の代わりに直進、右折、左折の矢印信号機を組み合わせる構成される信号機です。

国道125号「小見(南)」[白川戸][谷郷]交差点がこの信号機です。セパレート表示の信号機は矢印の表示に従って通行してください。



※この場合、左折と直進はできますが、右折はできません。右折をする際は、右向きの矢印が表示されるまで、停止線の手前で待ちましょう。

▶問い合わせ 行田警察署交通課 ☎553-0110

優良運転者を表彰します

行田警察署ならびに行田交通安全協会では、優良運転者の表彰を行います。これは、同協会会員が長期にわたり安全運転に努め、交通事故防止に尽力した成果に対し、自主申告制度により表彰するものです。無事故・無違反が証明された場合に表彰が受けられます。

▶受付期間 9月1日(水)～30日(木)午前8時30分～正午
および午後1時～5時(土・日曜日、祝日を除く)

▶表彰基準

- ①運転経験5年以上を有し、常に安全運転を心掛け、他の運転者の模範と認められる方
- ②過去5年間、10年間、15年間、20年間、25年間、30年間、35年間、40年間、45年間、50年間に分けて無事故、無違反の運転者

▶資格要件

- ①同協会に入会している方
- ②平成28年10月以降、優良運転者として同署・同協会の表彰を受けていない方

▶申請方法 同協会事務局にある申請用紙および無事故・無違反証明交付申請書に必要事項を記入の上、運転免許証、同協会会員証、無事故・無違反証明書交付手数料670円、認め印を同協会事務局へ持参してください。なお、無事故・無違反証明書を個人で申請する場合は、9月1日(水)～30日(木)に交付された証明書に限ります。

▶表彰 受賞者には後日表彰式の期日を通知します。
※表彰式は10月下旬を予定

▶申請・問い合わせ 同協会事務局(行田警察署内)
☎555-1112

行田中学校が姉妹校提携を 締結しました



カメラに向かって協定書を掲げる堀越敦校長(右)と加相日々季生徒会長(左)

6月21日、行田中学校で同校と千葉県船橋市立行田中学校との姉妹校提携の調印式が行われました。学校名が同じという縁で、今年2月に船橋市立行田中学校から連絡があり、このたびの姉妹校提携が実現しました。

この日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、リモート形式で行われ、両校の校長や生徒会の役員らが参加し、両校の紹介などを行いました。調印式の様子は、各教室の大型モニターに映し出され、全校生徒で共有されました。今後、オンラインで交流を図り、いずれは互いの学校を訪問し合うなど、未永い交友関係を築いていくことが期待されます。

▶問い合わせ 行田中学校 ☎554-9196

計量器(はかり)の定期検査を 行います

この検査は計量法第19条に規定され、隔年で実施しているもので、計量器を取引・証明の用途で使用している事業者は受検する必要があります。

集合検査

▶日時 9月14日(火)～16日(木)午前10時～正午および午後1時～3時

▶場所 市役所西側駐車場

▶対象 ひょう量250キログラム以下の機械式はかり

巡回検査

▶日時 9月14日(火)～12月13日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

▶受検方法 戸別訪問による

▶対象 電気式はかりおよびひょう量250キログラムを超える機械式はかり

▶問い合わせ 商工観光課(内線383)または埼玉県計量検定所 ☎048-652-2171

差別のない明るい人権尊重社会を目指して 8月は「差別を許さない市民運動推進強調月間」です

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について

新型コロナウイルスの感染はまだ収束しておらず、また、新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別的な取り扱いが報告されています。このような偏見や差別は決して許されません。

また、ワクチン接種が開始されましたが、体質や持病などさまざまな事情により接種できない人もいます。ワクチン接種をしていない人に対して、接種の強制や差別、不公平や不利益な扱いをすることのないようにしましょう。

思い込みが差別や偏見を生みます。正しい知識や情報に基づいて行動するようにお願いします。

部落差別のない社会の実現に向けて

平成28年12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されて5年目となりました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在していることに鑑み、部落差別の解消に関して国および地方公共団体の責務を明らかにした上で、部落差別のない社会を実現することを目的としています。特に情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した新たな差別事象も発生しています。

本市では法律の趣旨を踏まえ、人権啓発、相談事業などを積極的に実施しています。

人権を守るために

市では、各地区人権教育推進協議会、公民館、自治会など、さまざまな団体の協力のもと、各種研修会の開催や人権リーフレットの配布、また、市ホームページを活用した人権課題の周知などに取り組んでいます。今後も全ての人の人権が守られるよう、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員と連携し、あらゆる機会を通じて啓発活動を行ってまいります。



人権リーフレットは市ホームページからご覧ください

困ったときは、一人で悩まず、相談してください

- ・みんなの人権 110番 ☎0570-003-110
- ・子どもの人権 110番 ☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

※いずれも月～金曜日午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)

・インターネット人権相談受付窓口「インターネット人権相談」で検索してください。



インターネット人権相談受付窓口

▶問い合わせ 人権推進課人権同和対策担当(内線221)

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 電話による相談を受け付けます

さいたま地方務局と埼玉県人権擁護委員連合会では、子どもを巡るさまざまな人権問題に取り組んでいます。このたび、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、通常の受付時間を延長するなどし、一人でも多くの子供たちから専用相談電話による相談を受け付けます。なお、法務局職員と人権擁護委員が相談に応じ、秘密は守られます。

▶期間 8月27日(金)～9月2日(木)

▶受付時間 午前8時30分～午後7時※8月28日(土)・29日(日)は午前10時～午後5時

▶電話番号 0120-007-110※IP電話からは接続不可

▶費用 無料

▶問い合わせ さいたま地方務局人権擁護課
☎048-859-3507